

菊川市告示第128号

菊川市建設工事関連業務委託に係る最低制限価格制度実施要領を次のように定める。

令和5年5月25日

菊川市長 長谷川 寛 彦 関

菊川市建設工事関連業務委託に係る最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、菊川市が発注する業務委託契約の締結に当たり、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(同令第167条の13において準用する場合を含む。)に規定する最低制限価格を設けることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 この要領は、競争入札による予定価格500万円を超える測量業務、土木関係の建設コンサルタント業務、建築関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及び電算帳票業務(以下「建設工事関連業務」という。)を対象とする。ただし、特殊な技術を要する業務委託、特別な事情等があると認められる場合を除くものとする。

(最低制限価格の設定及び算定方法)

第3条 最低制限価格の算定は、予定価格算出の基礎となった積算額に基づき行うものとし、次の業務ごとに掲げる額の合計額に、10分の8を乗じて得た額(1万円に満たない額があるときは、その金額を切り捨てた額)に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額を最低制限価格とする。ただし、当該合計額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8(測量業務にあっては10分の8.2、地質調査業務にあっては10分の8.5)を乗じて得た額に10分の8を乗じて得た額(1万円に満たない額があるときは、その金額を切り捨てた額)に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6(地質調査業務にあっては、3分の2)を乗じて得た額に10分の8を乗じて得た額(1万円に満たない額があるときは、その金額を切り捨てた額)に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えて得た額を最低制限価格とする。

(1) 測量業務

ア 直接測量費の額

イ 測量調査費の額

ウ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(2) 土木関係の建設コンサルタント業務(積算に技術経費を用いない場合に限

る。)

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

(3) 建築関係の建設コンサルタント業務

ア 直接人件費の額

イ 特別経費の額

ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額

エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

(4) 地質調査業務

ア 直接調査費の額

イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額

エ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(5) 補償関係コンサルタント業務（積算に技術経費を用いない場合に限る。）

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

(6) 電算帳票業務 作業価格の合計額に10分の7を乗じて得た額

2 入札執行者は、特別な業務等で、前項の規定により難しいものについては、同項に定める算定方法にかかわらず、契約ごとに10分の6.4（測量業務にあつては10分の6.56、地質調査業務にあつては10分の6.8）から10分の4.8（地質調査業務にあつては15分の8）の範囲内で適宜の割合を乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。

3 入札執行者は、予定価格を記載する書面に、最低制限価格及び入札書比較価格（最低制限価格から消費税及び地方消費税に相当する額を差し引いた額をいう。）を記載するものとする。

（入札参加者への周知）

第4条 入札執行者は、本制度の円滑な運用を図るため、入札公告及び指名通知等において、最低制限価格の設定の有無を周知するものとする。

（開札処理）

第5条 入札事務担当課長は、開札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、当該入札者を落札者とせず、失格とするものとする。

附 則

この告示は、令和5年5月31日から施行する。